

# みよし市土地開発公社定款

みよし市土地開発公社

# みよし市土地開発公社定款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第 2 条 この土地開発公社は、みよし市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

### (設立団体)

第 3 条 公社の設立団体は、みよし市とする。

### (事務所の所在地)

第 4 条 公社は、事務所を愛知県みよし市三好町小坂 5 0 番地に置く。

### (公告の方法)

第 5 条 公社の公告は、みよし市公告式条例（昭和 2 5 年三好村条例第 2 号）に規定する掲示場に掲示して行う。

## 第 2 章 役員及び職員

### (役 員)

第 6 条 公社に次の役員を置く。

- |         |         |
|---------|---------|
| (1) 理 事 | 1 0 名以内 |
| うち理事長   | 1 名     |
| 副理事長    | 1 名     |

- |         |       |
|---------|-------|
| (2) 監 事 | 2 名以内 |
|---------|-------|

### (役員職務及び権限)

第 7 条 理事長は、公社を代表しその業務を総理する。

- 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を掌理する
- 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 66 号。以下「法」という。）第 1 6 条第 8 項の職務を行う。

(役員の任命)

第8条 理事及び監事は、みよし市長が任命する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により決定する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の兼任の禁止)

第10条 理事及び監事は、相互にその職を兼ねることができない。

(役員の辞任及び解任)

第11条 役員は、辞任しようとするときは、辞任届をみよし市長に提出しなければならない。

2 みよし市長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。

(職 員)

第12条 公社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

3 職員は、理事長の命を受け業務に従事する。

(兼職等の禁止)

第13条 職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### 第3章 理事会

(設置及び構成)

第14条 公社に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第15条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の半数以上の者若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって理事長に請求があったときに、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事会を招集する場合には理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示してあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議 事)

第 16 条 理事会の議長は、理事長をもってあてる。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に特定の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第 17 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を得なければならない。

- (1) 定款の変更
  - (2) 業務方法書の制定又は改正若しくは廃止
  - (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
  - (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
  - (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
  - (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
  - (7) 前各号に規定するもののほか、公社の運営上理事長が必要と認める事項
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上の決するところによる。

(議事録)

第 18 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 会議に出席した理事の氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名しなければならない。

## 第 4 章 業務及びその執行

### (業務の範囲)

第 19 条 公社は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
  - イ 法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地
  - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
  - ハ 公営企業の用に供する土地
  - ニ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - ホ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。
- (3) 前 2 号の業務に附帯する業務を行うこと。
  - 2 公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行う。

### (業務方法書)

第 20 条 公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第 5 章 基本財産の額その他資産及び会計

### (資 産)

第 21 条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 公社の基本財産の額は、590 万円とする。
- 3 基本財産は、安全かつ、確実な方法により管理するものとし、これを処分し又は担保に供することができない。
- 4 公社の資産は、法に特別な定めがある場合を除くほか、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

### (事業年度)

第 22 条 公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### (予 算)

第 23 条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前にみよし市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 理事長は、第17条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、みよし市長の承認を経て、当該業務量の増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(財務諸表)

第24条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までにみよし市長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第25条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

- 2 公社は、毎事業年度の損益計算上、損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第26条 公社は、次の各号に規定する方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関へ貯金

## 第6章 定款の変更

(定款の変更)

第27条 この定款の変更は（公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第6条に定める事項に係るものを除く。）は、みよし市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

## 第7章 解 散

(解 散)

第28条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、みよし市議会の議決を経て、愛知県知事の認可のあったときに解散する。

- 2 公社は、解散した場合においてその債務を弁済して、なお残余財産がある場合は、その残余財産はみよし市に帰属させるものとする。

## 第8章 雑 則

(規程への委任)

第29条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の成立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条の規程にかかわらず、設立団体の長の協議により定める。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、公社の成立の日から当該日の属する年の翌年の3月31日までとする。

附 則 (平成元年3月22日)

この定款は、愛知県知事の認可の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この定款は、愛知県知事の認可の日から施行する。

附 則 (平成20年12月1日)

この定款は、愛知県知事の認可の日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年1月4日から施行する。